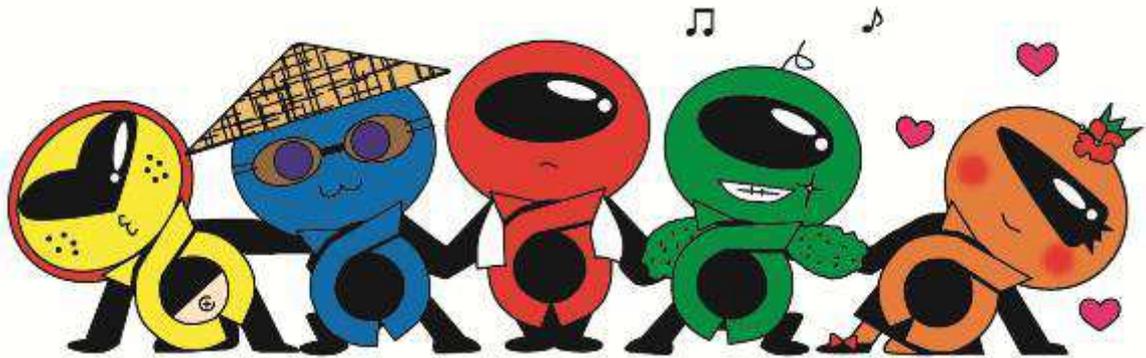


《平成25年度版》
糸満市市民提案型まちづくり事業補助金
募集要項



応募期間

平成25年6月5日（水）～6月28日（金）

皆さんのアイデアを活かし
まちづくりにチャレンジしませんか !!

糸満市では「つながりの豊かなまちづくり」を進めています。
この事業は、自分たちの力で地域の課題を解決し、地域の活力を生み出そうとするグループや団体を応援する事業です。
皆さんの日頃の思いやアイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。
ご応募、お待ちしております。

糸満市企画開発部政策推進課
糸満市市民活動支援センター

目次

1. 制度の目的	1
2. 補助の対象となる団体	1
3. 補助の対象となる事業	1
4. 補助金の種類	3
5. 応募方法	3
6. 補助事業実施期間	4
7. 審査と交付決定までの流れ	4
8. 補助の対象となる経費・対象とならない経費	5
9. 領収書の取り扱いについて	6
10. その他留意事項について	6
11. 記入例	7

1. 制度の目的

市民団体及びグループ等（以下「市民団体等」という）が、自主的、主体的に企画実施するまちづくり事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することを目的とします。

2. 補助の対象となる団体

5名以上で構成され、その過半数が市内に在住、在勤、若しくは在学している市民団体等が対象となります。市民団体等として規則等を有し、代表者、役員等が定められていることが必要です。

※補助金交付は、1団体につき原則として通算2回までとします。ただし、最終交付の年度から2年経過した団体に関しては、再度申請を行うことができます。（H25年度から起算します）

3. 補助の対象となる事業

市民団体やグループ等が住みよい地域社会実現のために、地域の活性化や地域の課題解決を目的として、自主的に取り組むまちづくり事業（市内で実施）に補助します。

◎補助対象事業

(1) これから活動を始めようとする市民団体等が行うまちづくり事業

(2) 市内で活動している市民団体等が行う新たなまちづくり事業

注：新しい取り組みだけでなく、これまで行っている取り組みを広げたり、ステップアップさせる取り組みも対象となります。

《考えられる取り組み事例》

- 地域の景観・環境保全
- 地球温暖化防止
- 地元製品の開発
- コミュニティの育成
- 地産地消
- コミュニティビジネス
- 緑化、花いっぱい運動
- 食育の推進
- 子育て・福祉活動
- 伝統文化行事の継承 など

※平成24年度採択事業については、糸満市市民活動支援センター広報紙、またはブログをご参照ください。

⚠ただし、次の条件のいずれかに該当するものは補助の対象にはなりません。

- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- 地区住民の交流会その他の親睦会的な事業
- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- 公益性を欠くもの

※対象団体、対象事業等についての詳細は「糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」を参照してください。

たとえば・・・

○食育安全まつり（実施団体：〇〇地域の味を伝える会）

地産地消の理念のもと、地元でとれた食材のみでつくった安全で美味しい料理を食べ歩くことができるまつりを開催します。また、子ども達に地域の伝統料理を教える料理教室も行います。

○災害時の伝達方法を考える（実施団体：NPO 要約筆記◎◎×◎◎自治会）

地域の防災訓練と合わせてワークショップを開催し、耳の聞こえの悪い方も地域の人と同じ情報を同時に共有できる方法について考えます。またその結果をまとめ、市民へ周知していきます。

○海川の保全活動（実施団体：△△海山保全協議会）

地域の海川の環境保全活動を通して、身近なところから環境問題を解決していく活動をしています。海や川浄化対策を積極的に進めながら、こどもの遊び場を提供し、将来的には環境保護と青少年健全育成を両立させていく考えです。

お年寄りと子供たちが
ふれあう機会を作りたいな！
昔ながらのおやつを作って食べたり
地域の昔話を教えてもらったり…

「放課後見守り活動」

「世代間交流活動」

伝統行事を活かして
地域を盛り上げたい！
地域の風習や慣わしを
子どもたちに伝えていきたい！

「伝統文化伝承活動」

「年中行事の復活・収穫祭」

糸満市には
美味しい食材が
いっぱいある！
何か地域おこし
できないかな？



4. 補助金の種類

◎10万円コース（4団体）

1団体当たり10万円を上限とします。

◎30万円コース（2団体）

1団体当たり30万円を上限とします。

今年度、
各コースの募集枠が
1団体ずつ増えました!!

⚠️ ただし、次に掲げる費用等は補助金の対象から除きます。

- 市民団体等の事務所等を維持するための費用
- 市民団体等の経常的な活動に要する費用
- 市民団体等の構成員に対する人件費、謝礼等の費用
- その他 市長が必要と認めない費用

※詳細はP6を参照下さい。

5. 応募方法

(1) 募集期間

平成25年6月5日（水）～6月28日（金）午後5時まで

(2) 応募書類

- ① 市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書（様式第1号）
- ② 市民提案型まちづくり事業提案書（別紙1）
- ③ 事業収支予算書（別紙2）
- ④ その他 会員名簿・会則及び規則・前年度の決算資料

(3) 申請書入手先

市ホームページ、または糸満市民活動支援センターブログよりダウンロードいただくか、下記窓口にて入手してください。

- ・ 糸満市市民活動支援センター
- ・ 政策推進課（市役所4階）
- ・ 糸満市内図書館等の公共施設

(4) 応募手続

募集要項を参照の上、糸満市市民活動支援センター（糸満市中央市場内）まで持参または郵送（×切必着）してください。

<〒901-0361 糸満市字糸満 989 番地の 83 糸満市中央市場 C 棟 69>

※7/6（土）に審査委員会及びプレゼンがありますので、御準備もお願いします。時間等については、後日連絡します。

6. 補助事業実施期間

補助事業実施期間は、補助金交付の日から平成26年2月28日（金）までとし、実績報告書の提出は平成26年3月5日（金）までです。

7. 審査と交付までの流れ

提出していただいた申請書類等をもとに、市民提案型まちづくり事業審査委員会による審査を行い、補助対象事業を決定します。

結果は、各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体、補助金額については、広報いとまん及び市ホームページ、糸満市市民活動支援センター広報紙で公表します。また、下記の補助決定後の説明会・講座への参加、パネル展での活動報告、実績報告書の提出は必ず行っていただきます。

申請から交付までの流れ

1 事業提案書兼交付申請書の提出 【6月28日（金）〆切】
（事業提案書・事業収支予算書など）

2 審査委員会審査 【7月6日（土）】
（提案書審査と事業説明（プレゼン）審査・採択事業の決定）

3 選考結果通知・交付（不交付）通知 【7月中旬】
（審査内容をもとに決定）

4 補助決定後の説明会・会計講座への参加 【7月下旬】
（事業実施に関する留意事項の説明と会計講座の開催）

5 事業の実施
（事業完了前に補助金を交付（9割を上限として概算払い）することができます。
希望する場合は、事前に書類を提出してください）

6 中間報告会・市民活動パネル展への参加【11月～1月】
（事業の中間報告をして頂く予定です）

7 事業の終了【平成26年2月28日まで】

8 実績報告書の提出【平成26年3月5日まで】
（活動報告書・収支決算書等）

9 交付金請求書の提出・補助金の交付 【3月上旬～4月初旬】

8. 補助の対象となる経費・対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、補助の対象となるものとならないものがありますのでご注意ください。

○補助の対象となる経費

費目	内訳
人件費	・事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイト等含む）の人件費※団体構成員に対するものは除く
講師謝礼金	・講師、専門家、出演者等への報償・謝礼 （団体構成員に対するものは除く）
旅費	・本市への招聘旅費（航空チケット、宿泊料、電車・バス賃等）
消耗品費	・消耗品等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費
印刷製本費	・チラシ・ポスター ・報告書等の作成・印刷にかかる費用
通信運搬費	・事業実施に必要な切手、はがきの購入代金
委託料	・専門知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料 賃借料	・機械類の賃借（レンタル）料等、イベントなどの会場等の使用料
保険料	・保険料等（火災、地震等の家屋にかかるものは除く）
備品購入費	・備品（3万円以下の経費）
その他	その他、事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

○補助の対象とならない経費

費目	内容
食糧費	・食事、弁当、茶菓子など、会議の来客でも不可
消耗品費	・商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費
光熱水費	団体の経常的な運用に関する経費（事務所の光熱水費など）
その他	・領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費。 ・事業実施に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

9. 領収書の取り扱いについて

(1) 領収書等については、下記の事項が鮮明に明記されたものを、支払い及び収入の明細資料として保管してください。事業完了後の実績報告書提出時にコピーを提出していただきます。

○件名について

領収書は、具体的な購入品目と数量が記載されたものがが必要です（例えばノート単価100円・部数10冊、色画用紙50円×100枚など）。品名を「お品代」「文具等」「消耗品等」「雑費」などにしないで下さい。

○宛名について

宛名は申請書と同じ貴団体名(〇〇〇会)が記載されたものがが必要です。「上様」「〇〇〇会・会計様」「〇〇〇〇(個人名)様」は不可です。

○日付について

補助事業実施期間以外の日付の領収書は補助対象になりません。

○領収書等の発行者の表示について

領収書等の発行者(販売店や委託業者)の名前、所在地、代表者名の明記と発行者の押印が必要です。

(2) 提出用の領収書のコピーは、鮮明にコピーしてください。品目・金額・日付等が確認できないものは補助の対象とならない可能性があります。

10. その他留意事項について

(1) 申請書類などの印鑑は、同一の印鑑を使用してください。

(2) 事業の実施の際には、各取組過程(例:工事前・工事後の写真、講演会の様子等)写真を撮っておいてください。事業完了後の実績報告書とともに提出していただきます。

※可能な限り、撮影はデジタルカメラでお願いします。その際はデータも提出していただきます。



記入例

様式第1号（第5条関係）

平成25年〇〇月〇〇日

糸満市長 殿

団体名 〇〇〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇〇 印

市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書

市民提案型まちづくり事業を実施したいので、糸満市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請事業名

○を記入	区分
○	10万円コース
	30万円コース

2 申請額 100,000円

3 事業概要 （別紙1のとおり）

4 添付書類

(1) 市民提案型まちづくり事業提案書（別紙1）

(2) 事業収支予算書（別紙2）

(3) その他

① 会員名簿

② 会則及び規則

③ 前年度の決算資料（既存団体の場合）



記入例

別紙 1

平成 25 年〇〇月〇〇日

市民提案型まちづくり事業 提案書

1. 提案事業名	災害時の伝達方法を考える	
2. 団体名	NPO 要約筆記〇〇	
3. 所在地	糸満市字〇〇番地	
4. 代表者名	糸満 太郎	
5. 団体設立年度	昭和〇〇年	法人設立年度：平成〇〇年
6. 会員数	〇〇人（又は世帯数）	会費 1 人 〇〇〇〇円／年
7. 団体の目的	文字で伝える要約筆記は、難聴者・中途失調者にとって重要なコミュニケーション手段であり、高齢者にとっても有用な手段です。要約筆記をすることで、情報バリアフリー社会の実現に向けて努力しています。	
8. これまでの活動内容	糸満市で開催される講演会等において、情報を文字通訳し伝える活動を行ってきました。その他、聴覚障がいを持った方の要請に応え、市役所や病院に付き添い要約筆記で情報を伝えることもしています。様々な場面で要約筆記を提供出来るように定期的に学習会を行っています。	
9. 年間事業総額	〇〇〇, 〇〇〇円	10. 当補助金の受給回数 1 回 過去の申請回数 2 回
11. 概算請求の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	概算交付申請金額：90, 000円
12. 概算請求の時期	平成〇〇年〇〇月初旬	
13. 概算請求を必要とする理由	要約筆記を映し出すスクリーンや書き込むボードなど、防災訓練やワークショップに使用するための経費が事前に必要なので、概算交付を申請します。	

14. 事業を提案する理由（地域で問題になっていることなど、事業を企画した背景やきっかけについて教えてください）

東日本大震災での障害者の死亡率は健常者に比べ約 2 倍というデータがあり、その内の聴覚障がい者は防災無線や避難指示などが聞こえないため避難が間に合わなかった人も少なくありません。誰もがわかる防災無線や緊急情報が強く望まれますが、大切なのは聴覚障がい者の存在を地域が知っていることです。今回の震災で避難訓練を障がい者や高齢者と一緒に実施していた地域では犠牲者が少なかったという報告もあります。地域の防災訓練に参加することで地域に聞こえない方がいることが認知され、さらにはどんな場面でもどのように情報を伝えればいいのかを皆で話し合い、その方法を身に付けることが大切ではないかと考えました。

別紙 1

15. 事業内容（誰が・誰と、いつ、どこで、何を、どのように行うのか記入して下さい）

毎年、開催している〇〇自治会の防災訓練に当会員が参加し、要約筆記を用いて避難に必要な情報を提示していきます。訓練後日に参加した地域の方とワークショップを開催し、同じ情報をその場で共有出来たかを評価し必要なことをまとめます。さらに勉強会で要約筆記を用いた伝達方法を学び合います。最後はこの事業で得たことを小冊子にまとめ、他の自治会に配布します。

16. 事業で期待される成果（期間中に達成したい具体的な目標はなんですか。また、将来的にはどのような展開を期待していますか）

防災訓練を通して自分たちの地域に耳の聞こえの悪い方がどれくらいいるのかを地域全体で把握し、どんな場面でどんなことが必要かがわかること。そして地域の人がその方たちに情報を伝える方法を身に付けることが目標です。今後もこのような訓練を重ねることで、誰もが安心して毎日を過ごすことが出来るようになり、さらに聴覚障がいだけでなく他の障がいを持った方への支援の方法も地域全体で考えられるようになると期待します。また他の自治会のモデルにもなり、糸満市民全体が安心して生活ができるようにお手伝いをしていきたいと思えます。

17. 事業を一言で表現すると

地域に要約筆記を出来る人が増えることで、どんな時でも誰もが情報を共有し安心して生活ができる糸満市を目指します！

18. 事業計画（期間中、実際に行うことを具体的に箇条書きしてください。おおよその時期についても書いてください）

実施期日	実施項目・主な内容	備考
8月	会 議：防災訓練参加に向けての内部会議	NPO 要約筆記〇〇
9月	会 議：防災訓練合同会議	NPO・自治会
10月	勉強会：防災訓練で想定される要約筆記の勉強会と準備	NPO 要約筆記〇〇
11月	防災訓練の実施・ワークショップの開催	NPO・自治会
12月	勉強会：要約筆記合同勉強会（ワークショップの報告）	NPO・自治会
1～2月	まとめ：「災害時の伝達方法」小冊子作成	NPO 要約筆記〇〇

19. 団体の窓口となる人の連絡先

〒901-0000 糸満市字0000番地	
TEL：990-0000（090-0000-0000）	
FAX：990-0000	
担当者氏名（ふりがな）	糸満 太郎（いとまん たろう）
E-mail	aaaaaaaa@aaaaaaaa.com
ホームページ	http://aaaaaaaa.com/



記入例

別紙2

事業収支予算書

収入

(単位：円)

費目	金額	内訳
市民提案型まちづくり事業 補助金	100,000円	
自己負担金	10,000円	NPO要約筆記〇〇会費より
合計	110,000円	

支出

(単位：円)

費目	金額	内訳
備品購入費	40,000円	プロジェクター・台(内 10000円は自己負担)
講師謝礼金(防災訓練・ワー クショップ)	10,000円 20,000円	外部専門家10000円×1名 外部要約筆記会員2000円 ×5名×2日(交通費含む)
印刷製本費	30,000円	小冊子製作
消耗品費	5,000円	文具・CDRなど
委託費	5,000円	室外用ボード製作委託
合計	110,000円	

お問い合わせ

■糸満市市民活動支援センター

〒901-0361

糸満市字糸満 989 番地の 83 糸満市中央市場 C 棟 69

TEL & FAX : 098-992-5828

Email : itoman.saposen@gmail.com

Blog : <http://itomansaposen.ti-da.net/>

センター休館日など連絡がつかない場合は、

以下までお問い合わせください。

■糸満市 企画開発部 政策推進課

〒901-0392

糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

TEL : 098-840-8122

FAX : 098-840-8157

Email : seisaku@city.itoman.okinawa.jp